



平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 日清医療食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 村 田 清 和
(コード番号： 4315)
問 合 せ 先 常務取締役総務本部長
織 田 和 彦
T E L 03-3287-3611

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第37 回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 12 条第 3 項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 12 条第 3 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 ② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u>	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式を有する株主の権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(単元未満株式を有する株主の権利) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第48条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

以上